



News Release

2012年2月14日
一般社団法人 知的財産教育協会

知的財産教育協会「知的財産推進計画 2012」の策定に向けた意見について

知的財産教育協会（東京都港区、理事長：棚橋祐治）は、「知的財産推進計画 2012」の策定にあたり、中小企業における知財人財の育成の観点から、下記のとおり当協会の意見を申し述べましたので、報告いたします。

* * *

「知的財産推進計画 2012」の策定に向けた意見

平成24年 2月6日
知的財産教育協会

現在、「知的財産推進計画 2011」に掲げられた「知財イノベーション競争戦略」の下、「知財人財育成プラン」が取りまとめられているところですが、それをふまえて、「知的財産推進計画 2012」の策定にあたり、中小企業における知財人財の育成の観点から、下記のとおり当会の意見を申し述べます。

記

【戦略2 知財イノベーション競争戦略】について

○ 中小企業における知財人財育成のための検定制度の活用

1. 現状

我が国において、中小企業は企業数において圧倒的な割合を占めますが、優れた技術を有しながら、最低限の知財マネジメントが行われていないために技術が社外、特に国外に流出したり、自社の強みを事業に有効活用できていないなど、中小企業の優れた技術が必ずしも我が国の産業の国際競争力に結びついていないのが現状です。

このような状況に対応し、国では中小企業に対する知的財産に関する優遇制度や相談窓口の設置など中小企業を支援する施策を行っていますが、中小企業には知的財産担当者がいないことがほとんどであり、中小企業にその制度運用が浸透していなかったり、相談するタイミングを逸して手遅れになったりするケースが多く見られます。

また、2006年に策定された「知財人材育成総合戦略」（30頁）では「全ての中小企業で知的財産を理解できる人材を、少なくとも一人は育成する「一社一人運動」を実施する。」旨が明記されているもののその政策の具体策は現時点で見当たりません。

2. 中小企業に必要とされる知財人財

上記現状に鑑みると、中小企業による知的財産の有効活用促進のために必要とされているのは、必ずしも、自社の事業戦略をふまえた知財戦略を策定・実行しうる高度な知財マネジメント能力を有する専任担当者のような人財ではなく、より現実的な視点に立てば、むしろ、普段は知的財産業務以外を行なっており（例えば総務担当、法務担当、設計担当等）、必要に応じて知的財産関連業務を行う兼任の者、すなわち関連省庁が行なっている中小企業向け支援策や弁理士・弁護士の専門家などの外部リソースを有効に活用しうるような知財マネジメントについての基本的な認識を備えた人財であると言えます。

すなわち、中小企業の知財活用に資する特有の制度等についての知識を持ち、外部専門家とのインターフェイス役を果たしうる技能を有する人財を育成・確保することが急務であると考えます。

3. 具体的な提言事項

中小企業において上記のような知財人財の育成を図るために、(1)「知財人財育成プラン」の現状の案に賛同すると同時に、(2)以下の案を提言させていただきます。

(1) 「知財人財育成プラン」の現状の案への賛同

中小企業の知財活用に資する特有の制度等についての知識や、外部専門家とのインターフェイス役を果たしうる技能を客観的な基準によって検定し、一定レベル以上に達した者に資格を認定する制度を創設する案が出ております。当会としてはその案に賛同いたしますし、検定制度を設けることにより、中小企業に必要とされる知財人財の具体的な指標や客観的な到達度が明確になり、人財育成の促進が図れる可能性が高いと考えます。

また、前述した「知的財産人材育成総合戦略」の「一社一人運動」の政策目標にも資する案と考えます。

(2) 知財人財育成促進のためのインセンティブ制度の導入の提言

知財人財の育成・確保に積極的に取り組む中小企業に対するインセンティブ制度を併せて導入することが必要不可欠であると考えます。

中小企業が上記のような知財人財育成に実際に取り組むか否かは、各中小企業の経営者が知財人財育成の重要性を認識し、知財人財育成によってもたらされる知財活用のメリットを実感できるか否かによるからです。

なお、各中小企業の知財人財育成・確保への取り組み状況を客観的に確認する上では、上記(1)の検定制度の活用状況（各中小企業における受検者数や合格者数等）が、その判断材料として有効となると考えます

このように、検定制度と中小企業の知財人財育成への取り組みに対するインセンティブ制度とは、表裏一体を成すものであり、両制度がともに機能し合うことによって初めて、中小企業における知的財産の戦略的活用が促進され、その結果として、我が国の知財イノベーション競争戦略に資することが期待されます。

「知的財産推進計画 2012」の策定にあたり、上記2つの点について、ご検討賜りますようお願い申し上げます。

以上

* * *

当協会では、知的財産に関する知識の普及と啓蒙を活動趣旨としています。当検定がより多くの方に活用され、国が推進している知財人材育成によりいっそう貢献できるものになるよう努めてまいります。

【本件に関するお問い合わせ】

知的財産教育協会 広報担当・安場 E-mail: press@ip-edu.org

知的財産管理技能検定 HP <http://www.kentei-info-ip-edu.org/>

知的財産教育協会 HP <http://ip-edu.org/>
